

〇〇圏域地域医療構想調整会議 開催要綱

(目的)

第1条 兵庫県地域医療構想（以下、「構想」という。）に定める〇〇構想区域（以下、「圏域」という。）において、医療関係者、医療保険者その他の関係者が圏域の課題を自己のものとして協議し、もって地域医療構想を推進することを目的として、「〇〇圏域地域医療構想調整会議」（以下、「調整会議」という。）を開催する。

2 調整会議は、医療法第30条の14を根拠とし、同条により都道府県が設けることとされている「協議の場」として開催するものである。

(協議事項)

第2条 調整会議は、構想の推進に必要な事項として、圏域における次の事項について協議する。

- (1) 病床機能報告制度等による医療資源その他の情報の把握と共有に関する事項
- (2) 病院及び有床診療所が担う病床機能の分化・連携に関する事項
- (3) 在宅医療提供体制の充実にに関する事項
- (4) 医療従事者の確保に関する事項
- (5) 地域医療介護総合確保基金（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条。本県名称「医療介護推進基金」）の事業計画に盛り込む事業に関する事項
- (6) その他構想の推進に関する事項

(構成)

第3条 調整会議は、おおむね別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 調整会議の開催に係る構成員の招集は〇〇県民局長（〇〇県民センター長）が行う。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により調整会議に出席できないときは、あらかじめ〇〇県民局長（〇〇県民センター長）の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 調整会議は、病床機能に関する個別具体的な協議を行う場合

等、議事の内容に応じて、参加者を限定して開催することができる。

- 4 調整会議は、病床機能に関する個別具体的な協議を行う場合、専門的事項の調査検討を行う場合等、必要がある場合は、構成員以外の者で必要な者を参加させて開催することができる。
- 5 調整会議は、隣接する圏域との広域的協議を行う場合等、必要がある場合は、複数の調整会議（他の都道府県の同種の会議を含む。）により合同で開催することができる。

（議長）

第5条 調整会議に議長を置く。

- 2 議長は、構成員の互選により選出する。
- 3 議長に事故があるとき、議長が欠けたとき又は議事について議長が特別な利害関係を有するときは、あらかじめ議長の指名する構成員が、その職務を代理する。

（会議の公開）

- 第6条 調整会議は、公開を原則とする。ただし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等、秘密を要する事項を扱う場合は、議長は調整会議を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の規定により非公開としたときは、議長は調整会議においてその旨を宣言するものとする。あらかじめ非公開としたときは、議長は調整会議の冒頭でその旨を宣言するものとする。

（開催結果報告等）

- 第7条 調整会議の結果は、開催結果報告（別紙様式）にまとめ、開催から1箇月以内に兵庫県健康福祉部健康局医務課へ提出するものとする。
- 2 医療法30条の14第2項に規定する「協議が調った事項」については、前項の開催結果報告に当該事項の当事者名とともに記載するものとする。

（謝金）

- 第8条 構成員のうち、〇〇県民局長（〇〇県民センター長）が必要と認める者に対しては、謝金を支給できるものとする。
- 2 謝金を支給する場合の支給額は、兵庫県医療審議会の委員に準じる。
 - 3 この要綱の規定により調整会議に参加した者についても、前2項と同様とする。

(旅費)

第9条 構成員、構成員の代理人及び構成員以外の者が調整会議に出席又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(部会等の開催)

第10条 特定の分野又は特定の地域に関する協議を行う場合その他の必要がある場合は、部会その他の補助的会議体（以下、「部会等」という。）を開催することができる。

2 部会等に招集する構成員は、議長（第〇条に定める議長をいう。以下同じ。）が指名する。

3 部会等に長を置くときは、その部会等に参加する構成員のうちから、議長が指名する。

4 部会等の運営は、第〇条ないし第〇条に定める調整会議の運営に準じるほか、構成員が協議して行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 年 月 日限り、その効力を失う。

(別表)

〇〇圏域地域医療構想調整会議構成員

- (1) 郡市医師会を代表する者
- (2) 郡市歯科医師会を代表する者
- (3) 郡市薬剤師会を代表する者
- (4) 看護協会支部を代表する者
- (5) 医療機関又はその団体を代表する者
- (6) 医療保険者を代表する者
- (7) 市町を代表する者
- (8) 当該圏域を所管する保健所長
- (9) その他必要と認められる者

様 式（第〇条関係）

〇〇圏域地域医療構想調整会議 開催結果報告

圏域名	
日 時	
場 所	
議 長	
出席者	
議事次第 概 要	
内 容	
協議が 調った事項	
次回以降の予定	
作成者	

〇〇圏域地域医療構想調整会議 公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、〇〇圏域地域医療構想調整会議運営要綱第〇条の規定に基づき、〇〇圏域地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整会議の開催の周知)

第2条 調整会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。

2 周知の内容は次のとおりとする。

- (1) 調整会議の日時及び場所
- (2) 主たる議題
- (3) 会議の公開・非公開の別
- (4) 公開の場合の傍聴手続
- (5) その他必要な事項

(傍聴人の定員等)

第3条 会議を公開とする際の傍聴人の定員は少なくとも10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴の申出等)

第4条 調整会議の傍聴を希望する者は、会議の当日、調整会議の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出人名簿に所要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、調整会議開会前に傍聴申出人名簿から抽選により決定する。

(傍聴証)

第5条 調整会議を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受け、これを事務局員が確認できるよう着用しなければならない。

2 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

3 傍聴証は、傍聴を終え会議室を退場する際に返還しなければならない。

(傍聴できない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある

物品を携帯している者

- (2) 録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（次条第○号の規定により、議長の許可を得た者を除く。）
 - (3) 楽器、拡声器その他音を出すための道具等で会議の進行を妨害するおそれのあるものを携帯している者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) 異様な服装をしている者
 - (6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 調整会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、喚声その他議事の妨げとなる行為をしないこと。
 - (3) 示威的行為をしないこと。
 - (4) 食事又は喫煙をしないこと。
 - (5) 会議室において写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、事前に議長の許可を受けた場合を除く。
 - (6) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
 - (7) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (8) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、会議が非公開であることを議長が宣言したときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

- 第9条 傍聴人がこの要綱の規定に違反したときは、議長はこれを制止し、傍聴人が制止に従わないときは退場を命じることができる。
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることとはできない。

(その他)

第 10 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 年 月 日限り、その効力を失う。

【参考】**医療法**

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三十条の十六第一項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との**協議の場**（第三十条の二十三第一項を除き、以下「**協議の場**」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該**協議の場**において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 第七条第五項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、**協議の場**における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十条の十五 都道府県知事は、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないとき認めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、**協議の場**における協議に参加するよう求めることができる。

3 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の**協議の場**における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる。

5 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう努めなければならない。

6 都道府県知事は、第二項の**協議の場**における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、報告病院等（第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能を当該報告に係る基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必

要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等について準用する。この場合において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

第三十条の十六 都道府県知事は、医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、**協議の場**における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、構想区域等における病床機能報告対象病院等（第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病床の機能区分のうち、当該構想区域等に係る構想区域における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等について準用する。この場合において、前項中「指示する」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

第三十条の十七 都道府県知事は、第三十条の十五第七項において読み替えて準用する同条第六項又は前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による要請を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三十条の十八 都道府県知事は、第三十条の十五第六項の規定による命令、第三十条の十六第一項の規定による指示又は前条の規定による勧告をした場合において、当該命令、指示又は勧告を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。